



鳥取県公報

平成 22 年 6 月 11 日 (金)
号外第 58 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県都市公園条例第 5 条第 2 項の指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日を定める規則 (37) (公園自然課) 3

==== 公布された規則のあらまし =====

鳥取県都市公園条例第5条第2項の指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日を定める規則の新設について

1 規則の新設理由

鳥取県都市公園条例第5条第2項により指定管理者管理公園施設ごとに規則で定めることとされる、追加指定された指定管理者が業務を行う期間の最初の日を定める。

2 規則の概要

- (1) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区に限る。）に係る指定管理者管理公園施設である飲食施設及び売店について、鳥取県都市公園条例第5条第2項の規則で定める日は、平成22年7月1日とする。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

規 則

鳥取県都市公園条例第5条第2項の指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日を定める規則をここに公布する。

平成22年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第37号

鳥取県都市公園条例第5条第2項の指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日を定める規則

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「条例」という。）別表第1の3の公園に係る条例第3条第2項に規定する指定管理者管理公園施設である飲食施設及び売店について条例第5条第2項の規則で定める日は、平成22年7月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。